

責務等に基づいてまちづくりに参加及び参画するものとします。

三 男女共同参画の原則 各主体は、男女が性別にかかわらず、対等な立場で参加及び参画するまちづくりを推進するものとします。

四 協働の原則 各主体は、協働によるまちづくりを基本とし、その共通認識のもと、相互の信頼関係に基づいて、自立した地域社会の推進を図るものとします。

第二章 まちづくりの主役 としての市民

第一節 市民

(市民の権利)

第六条 市民は、都留市の豊かな自然、良好な生活環境のもと、性別、国籍、年齢、心身の状況等にかかわらず個人として尊重され、安全で安心な生活を営む権利を有します。

2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。

3 市民は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に参画する権利を有します。

4 市民は、市が行う行政サービスを平等に享受できる権利を有します。

(市民の責務)

第七条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、互いに尊重し、積極的にまちづくりに参加及び参画するよう努めるものとします。

2 市民は、まちづくりに参加及び参画するに当たっては、自らの言動に責任

を持つて取り組むものとします。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任する義務を果たすものとします。

(子どもの権利)

第八条 子どもは、人として尊ばれ、社会の一員として尊重され、より良い環境の中で育てられる権利を有します。

2 子どもは、自由に自己を表現し、意見を表明する権利を有するとともに、それぞれの年齢にふさわしくまちづくりに参加又は参画する権利を有します。



(高齢者の役割と権利)

第九条 高齢者は、長年の人生で培ってきた経験と知恵を社会へ伝達しつつ、いきいきと安心して生きがいのある生活を送り、まちづくりに参加及び参画する役割と権利を有します。

(事業者の権利と責務)

第十条 事業者は、地域社会を構成する一員としての権利とともに責務を有するほか、社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した事業活動の推進、公益的な活動への積極的な参加等を行い、健全な地域社会づくりに寄与するものとします。

(各主体の役割と責務)

第十一条 各主体は、子どもの権利の適正な履行に対して責任を有することを

認識するとともに、それぞれの役割に応じてその環境づくり及び適切な支援に努めるものとします。

2 各主体は、都留市の固有の地域資源(有形、無形に限らず、自然環境、歴史文化遺産その他の地域の個性を形成する要素をいう。)を保全するとともに、次の世代に引き継ぐよう努めるものとします。

第二節 大学

(都留文科大学の役割)

第十二条 都留文科大学は、各主体と連携及び協働するものとします。

2 都留文科大学は、その知的資源を活用し、教育首都を目指したまちづくりに寄与するものとします。

3 都留文科大学は、市民と学生の交流を積極的に進め、地域の活性化に努めるものとします。

の他法令等に定められた事項について議決し、都留市の意思を決定するものとします。

2 議会は、市政運営が適正に行われていくかを監視し、及びけん制するものとします。

3 議会は、会議の公開を原則とするとともに、積極的に情報を提供し、市民と情報を共有するよう努めるものとします。

(議員の責務)

第十四条 議員は、市民の代表者として品位と名誉を保持するとともに、常に市民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務の遂行に努めるものとします。

2 議員は、自らの議員活動について、積極的に公開するよう努めるものとします。

3 議員は、議会の責務を遂行するため、自己研さんに努めるものとします。

第三章 市民のための行政

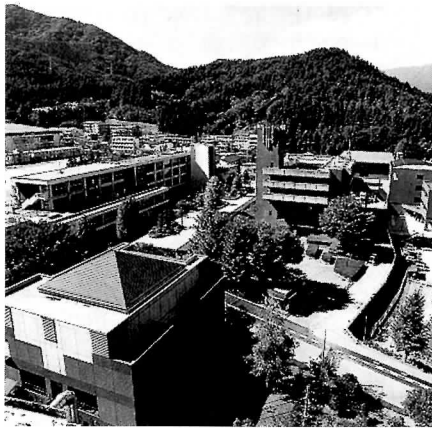
第一節 市長

(市長の役割と責務)

第十五条 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、この条例の理念に基づき、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。

2 市長は、市政運営に当たっては、常に経営感覚を持ち、費用の節減及び収入の確保に努めるとともに、事業運営及び財政の健全化を図るものとします。

3 市長は、リーダーシップを発揮し、職員を適切に指揮監督するとともに、効果的かつ効率的な組織運営を行うも



第三章 市民のための議会

(議会の役割と責務)

第十三条 議会は、条例の制定又は改正及び廃止、予算の決定、決算の認定を